

農産物の残留農薬検査結果(令和2年10月)

食品中に残留する農薬等が、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は農薬等について残留基準を設定しています。当所では、横浜市内に流通する農産物等に残留する農薬の検査を行っています。

今回は、令和2年10月に各区福祉保健センター及び健康福祉局食品専門監視班が収去した市内産農産物の検査結果を報告します。

10月に収去された、こまつな6検体、玄米4検体、かんしょ5検体、だいこんの根及びなす各3検体、にんじん及びばれいしょ各2検体、キャベツ、さといも、はくさい及びピーマン各1検体の計29検体について検査を行いました。

検査の結果を表1に示しました。こまつな4検体、なす及びはくさい各1検体から農薬が検出されました。このうち、こまつなから検出されたトルフェンピラド(0.03ppm)は、基準値(0.01ppm)を超えるものでした。

トルフェンピラドは、こまつなへの使用は認められていないため、農薬を散布する器具に付着していた又は近隣の農産物に使用したものが飛散した等の可能性が考えられます。

トルフェンピラドの概要については、3ページの【農薬解説】を参考にしてください。

検査項目及び検出限界については表2に示しました。

表1 農産物の残留農薬検査結果

(令和2年10月)

農産物	産地	検査 検体数	農薬検出 検体数	検出農薬名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
かんしょ	横浜市	5	0			
キャベツ	横浜市	1	0			
玄米	横浜市	4	0			
こまつな	横浜市	6	4	① アゾキシストロビン	0.02	15
				シアゾファミド	0.08	15
				② テフルトリン	0.02	0.5
				メタラキシル及びメフェノキサム	0.04	1
				③ クロルフェナピル	0.02	5
				アセタミプリド	0.07	5
				トルフェンピラド	0.03	0.01
				④ フルフェノクスロン	0.22	10
				メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	1
				⑤ シペルメトリン	0.08	5.0
				フルフェノクスロン	0.08	10
さといも	横浜市	1	0			
だいこんの根	横浜市	3	0			
なす	横浜市	3	1	シアゾファミド	0.08	0.5
にんじん	横浜市	2	0			
はくさい	横浜市	1	1	フェンバレート	0.21	3.0
ばれいしょ	横浜市	2	0			
ピーマン	横浜市	1	0			
合計		29	6			

注) ①～④中括弧()はそれぞれ同一検体からの検出

表2 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出限界 (ppm)	農産物				農薬名	検出限界 (ppm)	農産物			
		A	B	C	D			A	B	C	D
BHC (α, β, γ 及び δ の和)	0.005	○	○	—	○	テフルトリン	0.01	○	○	○	○
DDT (DDE,DDD,DDTの和*)	0.005	○	○	○	○	トリアゾホス	0.01	○	○	○	○
EPN	0.01	○	○	○	○	トリチコナゾール	0.01	—	○	○	○
アクリナトリン	0.01	○	○	○	○	トリフルラリン	0.01	○	○	—	○
アセタミプリド	0.01	○	○	○	○	トリフロキシストロビン	0.01	○	○	○	○
アゾキシストロビン	0.01	○	○	○	○	トルクロホスメチル	0.01	○	○	○	○
アラクロール	0.01	○	○	○	○	トルフェンピラド	0.01	—	○	○	○
アルドリン及びディルドリン	0.005	○	○	—	○	ノバルロン	0.01	○	○	○	○
イソキサチオン	0.01	—	—	○	○	パラチオン	0.01	○	○	○	○
イミダクロプリド	0.01	○	○	○	○	パラチオンメチル	0.01	○	○	○	○
インドキサカルブ	0.01	○	○	○	○	ピフェントリン	0.01	○	○	○	○
エトキサゾール	0.01	○	○	○	○	ピリダベン	0.01	○	○	○	○
エトフェンプロックス	0.01	○	○	○	○	ピリプロキシフェン	0.01	○	○	○	○
エポキシコナゾール	0.01	○	○	○	○	ピリミカーブ	0.01	○	○	○	○
エンドスルファン (α 及び β の和)	0.005	○	○	○	○	ピリミノバックメチル	0.01	○	○	○	○
エンドリン	0.005	○	○	○	○	ピリミホスメチル	0.01	○	○	○	○
オキサミル	0.01	○	○	○	○	ファモキサドン	0.01	○	○	○	○
カルバリル	0.01	○	○	○	○	フィプロニル	0.002	—	○	○	○
カルプロパミド	0.01	○	○	○	○	フェナリモル	0.01	○	○	○	○
クミルロン	0.01	○	○	○	○	フェントロチオン	0.01	○	○	○	○
クレゾキシムメチル	0.01	○	○	○	○	フェノブカルブ	0.01	○	○	○	○
クロチアニジン	0.01	○	○	○	○	フェンクロルホス	0.01	○	○	○	○
クロマフェノジド	0.01	—	○	○	○	フェンスルホチオン	0.01	○	○	○	○
クロルピリホス	0.01	○	○	○	○	フェントエート	0.01	○	○	○	○
クロルピリホスメチル	0.01	○	○	○	○	フェンバレレート	0.01	○	○	○	○
クロルフェナピル	0.01	○	○	○	○	フェンピロキシメート	0.01	○	○	○	○
クロルプロファミ	0.01	○	○	○	○	フェンブコナゾール	0.01	○	○	○	○
クロロクスロン	0.01	○	○	○	○	フェンプロパトリン	0.01	○	○	○	○
シアゾファミド	0.01	○	○	○	○	フサライド	0.01	○	○	○	○
シアノフェンホス	0.01	○	○	○	○	ブタフェナシル	0.01	○	○	○	○
シアノホス	0.01	○	○	○	○	ブプロフェジン	0.01	○	○	○	○
ジエトフェンカルブ	0.01	○	○	○	○	フルジオキシニル	0.01	○	○	○	○
ジコホール	0.01	○	○	○	○	フルシトリネート	0.01	○	○	○	○
シハロトリン	0.01	○	○	○	○	フルトラニル	0.01	○	○	○	○
ジフェノコナゾール	0.01	○	○	○	—	フルバリネート	0.01	○	○	○	○
シフルトリン	0.01	○	○	○	○	フルフェノクスロン	0.01	○	○	○	○
シフルフェナミド	0.01	○	○	○	—	フルリドン	0.01	○	○	○	○
シプロコナゾール	0.01	○	○	○	○	プロシミドン	0.01	○	○	○	○
シペルメトリン	0.01	○	○	○	○	プロチオホス	0.01	○	○	○	○
ジメトエート	0.01	○	○	○	○	プロパホス	0.01	○	○	○	○
ジメトモルフ	0.01	○	○	○	○	プロピコナゾール	0.01	○	○	○	○
シラフルオフエン	0.01	○	○	○	○	プロピザミド	0.01	○	○	○	○
ダイアジノン	0.01	○	○	○	○	ブromoプロピレート	0.01	○	○	○	○
ダイムロン	0.01	○	○	○	○	ヘキサコナゾール	0.01	○	○	○	○
チアクロプリド	0.01	○	○	○	○	ヘプタクロル(エポキシドを含む)	0.005	—	○	—	○
チアメトキサム	0.01	○	○	—	○	ペルメトリン	0.01	○	○	○	○
テトラコナゾール	0.01	○	○	○	○	ペンコナゾール	0.01	○	○	○	○
テブコナゾール	0.01	○	○	○	○	ペンシクロン	0.01	○	○	○	○
テブフェノジド	0.01	○	○	○	○	ベンゾフェナップ	0.01	○	○	○	○
テブフェンピラド	0.01	○	○	○	○	ベンダイオカルブ	0.01	○	○	○	○

表 2 農薬の検査項目及び検出限界(続き)

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物				農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物			
		A	B	C	D			A	B	C	D
ボスカリド	0.01	—	○	○	—	メキシフェノジド	0.01	○	○	○	○
ホスチアゼート	0.01	○	○	○	○	メトラクロール	0.01	○	○	○	○
マラチオン	0.01	○	○	○	○	リニュロン	0.01	○	○	○	○
マイクロブタニル	0.01	○	○	○	○	リンデン(γ-BHC)	0.005	○	○	○	○
メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	○	○	○	○	ルフェヌロン	0.01	—	○	○	○
メチダチオン	0.01	○	○	○	○	レナシル	0.01	○	○	○	○

A:玄米 B:こまつな、にんじん、ピーマン C:キャベツ、だいこんの根、なす、はくさい

D:かんしょ、さといも、ばれいしょ

○:実施、—:実施せず

DDTは*p,p'*-DDE、*p,p'*-DDD、*o,p'*-DDT及び*p,p'*-DDTの和

【農薬解説】

トルフェンピラド

『ハチハチ』等の商品名で販売されている殺虫剤で、野菜、茶、果樹等に使用されます。広範囲の害虫に対して速効的に殺虫効果を示し、防除が難しいコナガ、アブラムシ類等にも効果があります。

キャベツ、だいこん、トマト、はくさい等の農産物に適用がありますが、今回検出されたこまつなやチンゲン菜等の軟弱野菜に使用すると、それらに対し薬害が生じるおそれがあるため適用はありません。

トルフェンピラドのADI(一日摂取許容量:人が一生涯にわたって毎日食べ続けたとしても、健康に悪影響を与えないと考えられる量)は0.0056mg/kg体重/日です。今回こまつなから検出された値(0.03ppm)で換算すると、体重50kgの人が、このこまつなを洗わずに毎日一生涯9.3kg食べ続けても、健康への影響はないと考えられます。

今年度実施した検査において、トマト(市内産)からも0.16ppm検出されました(基準値:2ppm)。

※参考文献

- ・社団法人日本植物防疫協会、農薬ハンドブック2016年版
- ・食品安全委員会ホームページ

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】